

治水事業等の推進に関する提言

国土の保全と水資源の供給、河川環境の保全等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 気候変動等で多発している大規模水害及び局地的大雨等による河川等の氾濫・洪水から住民生活を守るため、危機管理体制を充実強化するとともに、治水設備の整備・改修や排水設備の充実強化、堆積土砂及び葎の除去など災害の未然防止に向けた抜本的な対策を検討し、所要の財政措置を講じること。

また、河川の上流から下流までの総合的な治水対策事業が着実に推進できるよう、財政措置を拡充すること。

2. 地域特有の自然・歴史・文化等を活用した交流拠点の創出など、水辺環境を有効利用した整備を促進すること。

3. 局地的な豪雨などの気象情報を、より詳細に予測・観測できるシステムの整備を促進すること。

4. 土砂災害対策の推進

- (1) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定を早期に完了させ、都市自治体を実施する避難所等の防災体制の整備に必要な財政措置を講じるとともに、避難勧告の発令等に必要な情報伝達体制を整備すること。

また、土砂災害特別警戒区域内に住宅を有する者に対し、地域の実情を踏まえ、弾力的な支援策を講じること。

- (2) 急傾斜地崩壊対策事業等の着実な整備促進を図るため、急傾斜地崩落危険個所の再調査等、早期に防災対策を実施するとともに、所要の財政措置を講じること。

5. 特定多目的ダムの建設に要する費用の負担については、基本計画の変更により当初の予定額と比べ負担増となることのないよう、負担限度額設定等の措置を講じること。

また、供用開始後において、国有資産等所在市町村交付金法の規定により受益市町村に発生する特別な納付金について軽減すること。

6. ダム事業のあり方については、各地域の実情等を勘案し、地域住民にとって安心・安全が確保されるよう十分な治水対策を講じるとともに、環境整備に必要な支援を行うこと。

また、既存ダムの改修等について、所要の財政措置を講じること。

7. 都道府県の収入となっている流水占有料等については、河川流域都市の置かれている状況を踏まえ、法改正等により当該都市自治体にも財源配分が可能となるよう制度を見直すこと。

8. 水防団が地域の防災組織として活動できるよう、専任水防団活動の公務範囲を拡大し、法的に位置づけること。